



Q 男性介護者に対する支援について

A 継続的な支援や見守りを行う

松尾 孝彦 議員

超高齢社会の中で高齢者の親とその子のみの世帯が増加し、単身の息子が親を介護する時代に入っている。支援が必要とされる男性介護者に対する市の取り組みを質問する。

質問一 男性介護者が増加した場合の支援体制について。

二 孤立世帯にならないための介護サービスの内容について。

答弁一（市長） 高齢期の介護をめぐっては、仕事と介護の両立や老老介護の問題が増加する傾向にある。一般的に、男性は女性に比べ、介護に対する備えが乏しく、介護や仕事の悩みを一人で抱え込む傾向がある。本市では、家族介護教室や認知症サポーター養成講座を開催し、介護や家事などに関する支援や啓発を行っている。

地域包括支援センターには男性

介護者に限らずさまざまな相談が寄せられ、多くの悩みや困難を抱える介護者に対して継続的な支援や見守りを行っている。今後は、

男性介護者を対象に家族介護教室の開催等を計画していく。

二 地域包括支援センターを中心に高齢者見守りネットワークの活用、民生・児童委員、介護や医療をはじめとする関係機関との連携を図る。

◎その他の質問 二期制について

Q

子育て環境の整備について

A

対応可能な実施体制を整える

五伝木隆幸 議員

質問一 子ども・子育て支援法への対応について。

二 子ども・子育て会議について。

三 新たな条例の策定について。

四 新制度移行への対応について。

答弁一（市長） 子ども・子育て支援法の規定によると、国が定める基本方針を参考に事業計画を定



めることになっている。平成25年度に子どもや子育て家庭の状況や需要を把握するためニーズ調査を実施し、26年度の事業計画の策定に向け取り組む。

二 子ども・子育て支援事業計画等を調査、審議するため、子ども・子育て会議の設置を考えている。

委員構成は、児童福祉、教育、保健医療等の関係者を想定。特に子育て中の市民に参加してもらう。
三 子ども・子育て支援法に示されている事業のうち、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について、条例を定める必要がある。

四 幼稚園と保育所の事務を一体的に担う体制が必要となり、本市では、すでに幼稚園就園奨励事業の事務を子ども支援課で行っている。新制度移行による事業計画の策定等は、教育委員会や関係機関と連携し、こども支援課で対応可能な実施体制を整える。